

施設設備概要書

ぐんま学園仮設寮リース

群馬県生活こども部児童福祉課

概要

- ・件名：ぐんま学園仮設寮リース
- ・設置場所：群馬県前橋市川原町 地内

敷地条件

- ・敷地面積：26,895.15 m²
① 26,743.13 m² ②152.02 m²
- ・用途地域：都市計画区域
① 市街化調整区域 ②市街化区域（第一種中高層住居専用地域）
- ・建蔽率：①70% ②60%
- ・容積率：①200% ②200%
- ・防火地域：指定なし

建物概要

ぐんま学園敷地内の既設寮の増築及び改修工事に伴い、仮設寮を設置する。

- ・用途：寮舎
- ・構造：鉄骨造
- ・外壁：サイディング等（メーカー仕様）
- ・基礎：鉄筋コンクリート布基礎表し
- ・設備：電気設備、機械設備、空調換気設備、給排水設備等
- ・備考：ガス工事、一次側設備工事、仮設寮設置後の外構工事、仮設寮撤去工事及び撤去後の復旧工事は、別途工事とする。

建設副産物の処理

・建設副産物は全て場外に搬出し、関係法令に従い、受注者の責任において適切に処理しなければならない。特に、コンクリートの廃材、汚泥等の処分にあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等に基づき適正に処分することとし、不法投棄等第三者に損害を与えることがないよう受注者の責任において行うこと。

関係法令の適合

- ・借用物件の履行に関わる建物及び設備等について、本設物件としての適合判定を有する建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及びその他関係法令等を遵守し適合すること。
- ・工事着工前に、計画通知、官公庁への手続き関係図書、一般図、構造図、設備図、施工計画書、仮設計画書、建設業許可証明書を県に提出し、承認を得たうえで実施するものとする。

維持管理

- ・賃借期間に建物及び付帯設備等に施工不備が原因で、故障や破損が生じた場合、賃貸人の責任において速やかに補修又は交換を行う。
- ・法定点検が必要となる付帯設備等については、指定管理者の責任において行うことを想定している。
- ・その他維持管理のための点検が必要となる付帯設備等については別途協議にて決定する。

室内化学物質対策

- ・リサイクル部品についてはF☆☆☆以上、施工部材についてはF☆☆☆☆以上に対応するものとし、出荷証明書にて報告すること。
- ・引渡し前に環境測定を実施すること。

建築仕様事項

基本的事項

工事期間中は、仮囲（B型バリケード）にて区画すること。

施工前に仮設計画図を作成し発注者と協議のうえ決定すること。

- ・警備員は、仮設ユニット搬入時等の大型車両の往来が想定される場合に限り、工事現場出入口付近に配置し、安全策を講じること。

建物概要

- ・この仕様書及び要求水準図面の性能要件と同等又はそれ以上とすること。

ただし、発注者の指示により変更する場合はこの限りではない。

- ・外部に面する建具は網戸付きとし、ブラインドを設置すること。

- ・各扉には、指詰め防止対策を施すこと。

- ・マスターキーを作製すること。玄関ドア及び勝手口ドアを鍵付きとすること。

なお、作製する鍵の数は、発注者と協議を行い、決定すること。

- ・サムターンにより開錠ができるようにすること。

- ・サムターン錠は H1,500 以上に設置すること。

- ・受注者は発注者へ原状回復内容を確認する必要がある、詳細は別途協議の上、決定すること。

- ・警備保障に関して発注者と協議のこと。

- ・地耐力は、30KN/m²以上 50KN/m²未満を想定している。なお、契約後に、建築主事との協議により、地盤調査が必要となり、また、地盤改良や杭が必要になった場合には、工事費等については、協議の上、設計変更の対象とする。

- ・掘削時に地中埋設物が見つかった場合には、受発注者協議の上、設計変更の対象とする。

準備工事

- ・テニスコート及びメッシュフェンスを全て撤去とすること。

- ・東側縁石、樹木 1 本撤去すること。

- ・計画建物上部の電線には、防護管を設置すること。

撤去及び復旧工事

仮設寮の撤去及び復旧工事については、別途工事とする。

電気設備仕様事項

基本的事項

- ・使用する全ての材料は、新品又は新品同等品とすること。
- ・官公庁及び関連企業（電力・電話等）との協議を速やかに行い発注者に報告すること。
- ・申請等の手続一切は、本件契約に含むこと。ただし、計画通知申請の手続き及び申請手数料に関しては本業務に含まない。
- ・上記の他、疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定すること。

工事概要

・引き込み工事

別途工事とする。ただし、引込み経路（ボックス、空配管、導入線）は用意すること。

・電灯コンセント設備工事

ア 器具は全て新品又は新品同等品とすること。

イ 電灯分電盤を設け、照明器具及びコンセント等へのケーブル配線を行い、照明器具は省エネ対応（LED 照明）とすること。

なお、居室・宿直室の照明のみ、常夜灯があるものとする。

ウ 非常用照明設備については、各室、廊下及び階段にバッテリー内蔵型の器具を設置すること。

エ 誘導灯設備については、消防法の規定に基づき避難口及び通路に設置すること。

・コンセント設備

別紙参考図のコンセント設備を想定しているが、必要個数、配置については契約後に協議を行う。

・弱電設備工事

ア 食堂/給湯室にテレビ端子を 1 口設置

イ インターホン設備を設置（玄関～事務室）

子機が玄関、親機が事務室

ウ 電話設備

事務室に親機、子機各 1 台を設置。

本館から仮設寮への弱電線の引込みは別途工事とする。

ウ 構内放送設備、スピーカーを 2 台設置（廊下 2 の中央、廊下 1 の中央）

本館から仮設寮への弱電線の引込みは、別途工事とする。

・火災通報設備工事

ア 各室等に、必要な数量の感知器を設置すること。事務室に受信機を設置すること。詳しくは消防協議により決定すること。

・別途工事

屋内監視センサー、屋外監視カメラ及びネットワーク工事を別途予定しているため配線ルートの確保など施工に配慮すること。

その他

別途発注予定の工事は、必要に応じ、発注者及び別途受注者と協議の上協力すること。

機械設備仕様事項

基本的事項

- ・使用する全ての材料は、新品又は新品同等品とすること。
 - ・官公庁及び関連企業（上下水）との協議を速やかに行い発注者に報告すること。
 - ・申請等の手続一切は本件契約に含むこと。ただし、計画通知申請の手続き及び申請手数料に関しては本業務に含まない。
 - ・上記の他、疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定すること。
-

工事概要

- ・給水設備工事（屋内、屋外共）

ア 1次側(建物外部)は別途とする。

イ 配管は、保温し振れ止め支持をすること。

- ・排水設備工事

ア 1次側(建物外部)は別途とする。

- ・衛生器具設備工事

ア トイレには、手洗いを設置し、便器は暖房便座とする。

イ 洗面/洗濯スペースには、流し台、洗濯パン×3を設けること。

- ・給湯設備

下記給湯器を設置すること。

20号ガス給湯器(プロパン) × 2

24号ガス給湯器(プロパン) × 1

- ・ガス工事

別途とする

- ・冷暖房設備工事

ア 冷暖房屋外機は転倒防止対策、指入れ防止対策等の安全対策を講じること。

イ 下記を設置すること

壁掛型ルームエアコン 2.3馬力 単相 200V 室外機 × 3

壁掛型ルームエアコン 1馬力 100V15A コンセント × 12

ウ 各居室のエアコンは集中管理とする。集中制御リモコン・遠隔制御を見込むこと

- ・換気設備工事

第三種換気とする。